

恵庭創生懇談会開催要領

平成27年5月1日

市長決裁

(趣旨)

第1条 企画振興部長が開催する恵庭創生懇談会（以下「懇談会」という。）は、「恵庭創生懇談会の開催について（平成27年5月1日市長決裁）」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、恵庭市のまち・ひと・しごと創生について意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇談会の構成員は、10名程度とする。

- 2 構成員は、地域の関係者「産官学金労言」の中から市長が指名する。
- 3 特別の事項を検討するため必要があるときは、懇談会に臨時構成員を置くことができる。

(構成員)

第4条 構成員の任期は、1年とする。

- 2 構成員は、再任を妨げない。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員がその職務を行う。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から実施する。